

令和2年度 緑小学校いじめ防止基本方針

1 緑小学校いじめ防止基本方針策定の目的

田村市いじめ防止基本方針のもと、本校の児童ならびに地域の実態に応じたいじめ防止対策について、基本的な方針を定めるとともに、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進することを目的とする。

2 緑小学校の基本理念

(1) 緑小学校いじめ防止対策の基本理念

「いじめは絶対に許されない行為である」という理念のもと、いじめを受けた児童等を徹底して守り通すとともに、いじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置することのないよう、全職員で連携した対応に努める。

いじめが児童等の尊厳を害するだけでなく良好な教育環境を損ない、児童等の適切な教育を受けて健全に育成する権利を害するものであることに鑑み、校内、校外におけるいじめの未然防止の徹底と早期発見に努める。

いじめ防止対策に関し、学校の責務を明らかにし、基本となる事項及び事案への対処に関する措置、評価等について、いじめ防止基本方針（以下基本方針）に基づき、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護ならびにその健全な心身の成長及び人格形成を図る。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめ防止対策への取り組み

(1) いじめ防止対策の組織

① いじめ防止対策委員会

ア 目的

- 本校におけるいじめ発生について対策を講じ未然防止に努め、一人一人の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- 職員や外部機関との連携を図りながら、組織として問題を対処できるようにする。

イ 構成

校長 教頭 いじめ対策主任（生徒指導主事） 担任等
スクールカウンセラー等

必要に応じ、保護者代表 民生委員 警察等の学校関係者

ウ 委員会の開催

定期開催は（学級生活満足度調査・いじめ調査等の実施後）、生徒指導協議会を兼ねる。

臨時開催（いじめ把握時、通知等の周知等）

② いじめ根絶チーム

次の委員をもって構成し、検討にあたっては校長、教頭の指導を受ける。日常的ないじめにつながる問題傾向及び対象児童の把握や予防策の検討については、生徒指導部が主体となっていく。

- ・ 委員長——いじめ対策主任（生徒指導主事）
- ・ 委員——教務主任，養護教諭，該当学級担任（必要に応じて）

（２）いじめの未然防止の取り組み

① いじめを許さない学校・学級づくり

いじめは「どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、発生してから対応するのではなく、いじめが発生しにくい学校・学級をつくるといった未然防止に重点を置く。児童等に対し、健全な社会性を育み、善悪の判断や思いやりの心、自他を尊重する態度を育成する学校教育の徹底を図る。

また、教師の言動がいじめを誘発・助長する場合があることを認識し、教師の言語環境を整える。

② 児童等へのいじめ防止に関する指導の徹底

「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童に持たせる。また、いじめを助長したり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないことであること、そしていじめの情報について担任や保護者等の大人に伝えることは正しいことであるということを意識づける。

③ 教育活動全体で行ういじめの未然防止

ア 田村っ子のルール１０の指導

田村っ子のルール１０の指導をより一層推進し、他を尊重する態度の育成を図る。

イ 各教科の授業の充実

- 言語活動を通して子どもたちの学び合いを充実する。
- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをする。
- 個に応じた適切な支援を行い、「わかる・できる授業」に努める。

ウ 道徳教育の充実

学校教育活動全体における道徳教育の中で、自他の尊重、個性の伸長等、いじめ防止に関連する題材を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情や態度を育成する。

エ 人権教育の推進

各教育活動において生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育成するための人権教育を推進する。

オ 特別活動の充実

○ 学級活動

- ・ いじめに関連する学級の諸問題を取り上げ、児童等が自律的にいじめを防止する態度を育てる。
- ・ 教育相談的手法を用い、人間関係づくりやトラブルへの対処の仕方を身に付けさせる。

○ 学校行事・体験活動の工夫

学校行事・体験活動の意義を明確にするとともに、達成感や自己有用感、人間関係が深まる企画や運営の工夫をする。

○ 児童会活動の工夫

児童等が主体的に、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるような協議の場や集会活動を工夫する。

④ 「ネット上のいじめ」防止に関する指導の充実

ア 情報モラル教育の充実

道徳、学級活動、総合的な学習の時間等の指導の中で、発達段階に応じて情報モラル教育を取り扱い、パソコン、携帯電話の正しい使い方と使用者の責任等について指導するとともに、情報媒体を介したいじめの防止に努める。

イ 「ネット上のいじめ」防止に対する教員の指導力の向上

情報モラル教育は学校全体で取り組むとともに、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」に関する実態を把握し、適切に指導できるよう研修を行う。

⑤ 保護者への啓発と家庭・地域との連携

○ 「いじめ」について共通理解を図るとともに、家庭でも学校と同じ認識で指導にあたれるようにする。

○ パソコン、携帯電話・スマートフォンを利用する際の危険性と利用の実態について保護者が理解し、家庭でのルールづくりを行うよう協力を求める。

○ PTA 全体会等や文書を通して、情報機器の正しい使い方に関する保護者への説明の場を設け、いじめの未然防止と学校の対応方針について周知する。

⑥ 幼稚園、中学校との連携強化

○ 幼児期におけるいじめの未然防止

善悪の判断、人間関係づくり等について保育活動及び「たむらっ子はぐくみステップ」の実践のもと、発達段階に応じたいじめの未然防止に努める。

○ 中学校区での情報の共有化

地域の実態に応じ、共通理解に立った指導を推進するとともに、積極的に情報交換を行うように努める。

⑦ 教職員のいじめ問題に関する研修の機会の充実

○ 学校において、いじめ問題に関する研修の機会を設け、いじめに関する共通の認識を持つとともに、未然防止と対応に関する能力の向上を図る。

- ・ いじめの態様と早期発見の仕方
- ・ これまでのいじめ事案を基にした課題と対応方法
- ・ 児童等・保護者との教育相談の仕方
- ・ 人権意識を高める指導の在り方

(3) いじめ及びその兆候の早期発見に関する取り組み

① 日常の教育活動を通しての発見

授業、休み時間や放課後等に、児童等の様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる児童等には、教員から声をかける。

- ・ 生徒指導の機能を生かした授業作り

② 複数の教職員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して児童等に関わることにより、発見の機会を多くする。

イ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を積極的に行う。

③ アンケート調査の実施と分析（６月、１１月、３月）

ア 定期的な「生活アンケート」等の調査を児童等ならびに保護者に実施する。

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

④ 教育相談を通じた実態把握

ア 定期的な家庭訪問や教育相談を実施するとともに、児童等が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ 面談方法や面談後の対応について、必要に応じスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

⑤ 学級生活満足度調査（Ｑ－Ｕ）の実施と活用

ア 学級内の人間関係を客観的に把握するため、田村市学級生活満足度調査の結果を積極的に活用し、学級内での人間関係のトラブルの潜在化や集団生活への適応状況を把握するとともに、いじめに発展しているケースがないかどうかを分析する。

イ 分析と対応策の検討については複数の教員が行い、共通理解に立った組織的な対応をする。

⑥ 地域及び関係機関との連携

学校評議員、地区役員、民生委員、社会福祉課地区担当者、警察その他地区住民等との連携を図り、いじめの情報が入りやすい環境を整える。

（４）いじめに関する事案への対処に関する事項（対応マニュアル）

① いじめに関する情報（疑いを含む）を把握する。

- 本人やまわりの児童、保護者からの訴え
- いじめが疑われる行動を目撃
- アンケート調査への回答
- 児童の持ち物、連絡帳やノート、授業プリント等から気になるものを発見
- 地域や関係機関等からの情報

② いじめに関する情報（疑いを含む）の正確な事実確認をする。

- 事実の有無や内容の真偽について当該児童等、関係児童等への面談実施による多方面からの情報収集
- 管理職による当該児童等への事実確認

3-2-4

③ いじめ根絶チームの編成とケース会議の開催

ア いじめ根絶チームの編成 3-(1)-② 参照

管理職を含め、関係教員（教務主任および担任担任）、いじめ対策主任（生徒指導主事）、養護教諭、ＳＣ等、校長が必要と判断した人材の確保

イ 迅速なケース会議の開催

○ 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童と当該児童等の生活の様子（学級及び部活動等）
- ・ これまでの当該児童等の学校・家庭での生活の様子

○ 対応方針の策定

- ・ 緊急性及び「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度の理解

と確認

- ・ 面談や指導の際に留意すべきことを確認
- ・ 複数の教員が対応することを確認
- ・ 市教育委員会への相談

○ 役割分担の確認

- ・ いじめを受けた児童等との面談と支援
- ・ いじめを行った児童等への面談と指導
- ・ 周囲の児童等と全体への指導
- ・ いじめを受けた児童等、いじめを行った児童等の保護者への説明と協力依頼
- ・ 関係機関との連絡調整

④ いじめ根絶チームによる早期解決に向けた取組

ア 速やかな行動

イ 保護者への理解と協力

ウ その都度対応の具体的な内容について管理職へ報告

エ 対応後のケース会議の開催と今後の取組確認

オ 市教育委員会への報告

⑤ 対応に関する留意事項

ア 面談の際の留意点

- 面談は、いじめを受けた児童等、周囲の児童等、いじめを行った児童等の順に行う。
- 面談の場所や時間帯に留意する。
- 複数の児童等の面談は個別に行う。

イ 保護者への説明と支援

○ いじめを受けた児童等の保護者

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実と今後の対応方針を伝える。
- ・ 保護者から児童等の様子等について情報提供を受ける。

○ いじめを行った児童等の保護者

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに事案の内容について面談等により

直接説明する。

3-2-5

- ・ 保護者からも当該児童等の様子等について情報提供を受けるとともに、対応方針を伝え、指導に対する理解を求める。

○ 他の保護者への説明

教育委員会の助言を受け、必要に応じ、事案に関する保護者への説明（緊急保護者会開催等）を行い、対応経過といじめを受けた児童等の保護への協力を得る。

ウ 個人情報の取り扱い

いじめ事案に関する個人情報については、教職員が共通理解のもと、十分注意して取り扱うものとする。関係者以外が個人情報を知ることにより、いじめを助長したり、新たないじめを起こすことのないように留意する。また、ネット上に個人名（個人が特定される内容）があった場合は速やかに削除を依頼する。

エ 専門的な知識を有するものへの相談

当該中学校区のスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカー等への協力を要請し、対応策等への助言・協力を得る。

オ 警察との連携

児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（５）いじめ防止対策の実施の状況の評価

学校においては「いじめ防止対策委員会」において、いじめ防止対策計画を適宜見直し、改善修正をする。学校評価においていじめ防止対策を取り扱う場合は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価されるようにする。

4 年間計画

4月	生徒指導協議会（職員会議後）	10月	生徒指導協議会 Q-Uの実施・分析②
5月	Q-Uの実施・分析①	11月	生活アンケート② 第2回教育相談週間
6月	生活アンケート① 第1回教育相談週間	12月	
7月		1月	
8月	↓	2月	↓ 生活アンケート③
9月		3月	

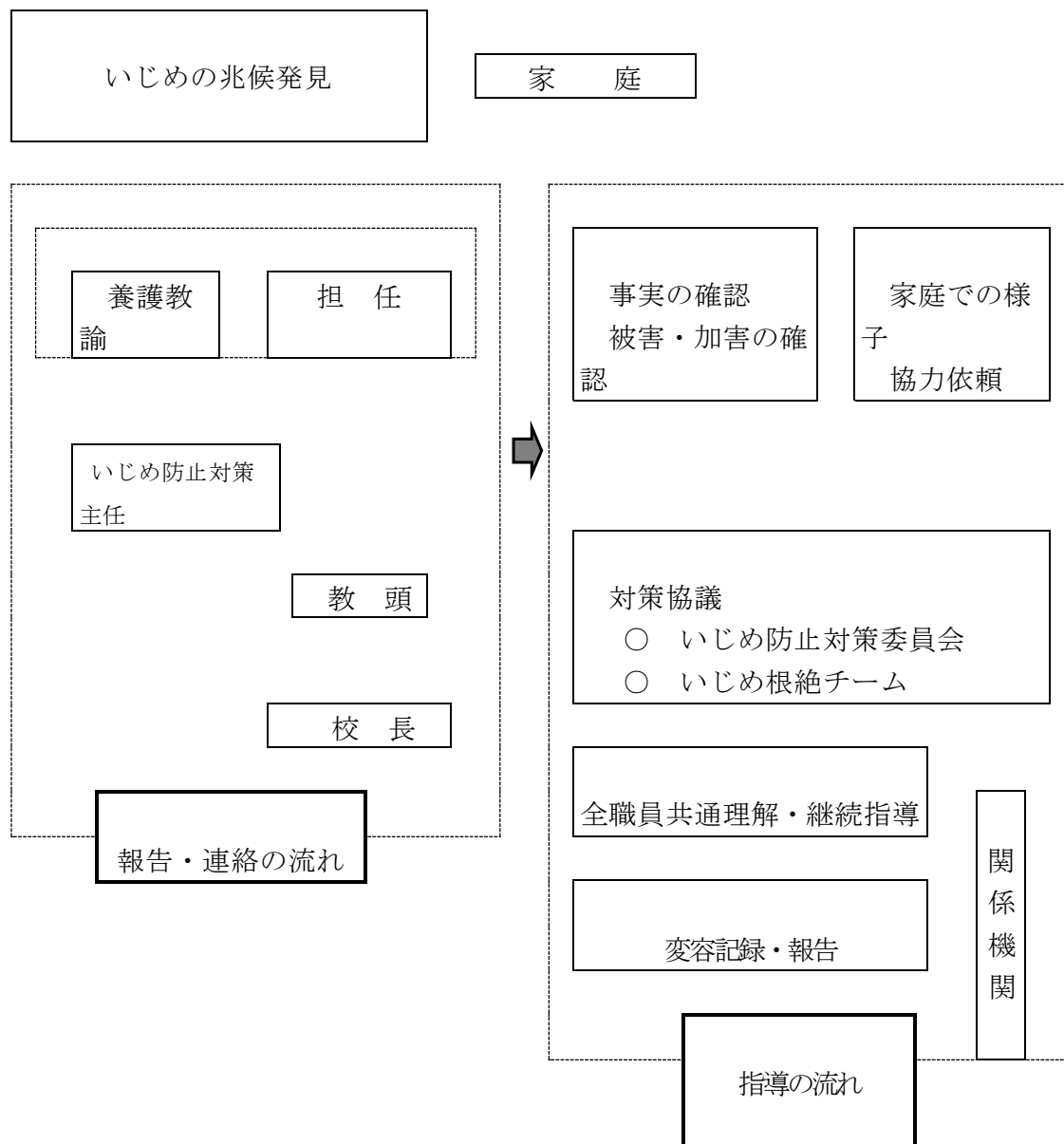
- 6月、11月、2月の生活アンケート調査実施後には、各クラスの教育相談といじめ防止対策を中心とした生徒指導協議会を開催する。
- Q-Uの結果を受け、複数教員で分析を行い、必要があれば臨時のいじめ防止対策委

員会を開催する。

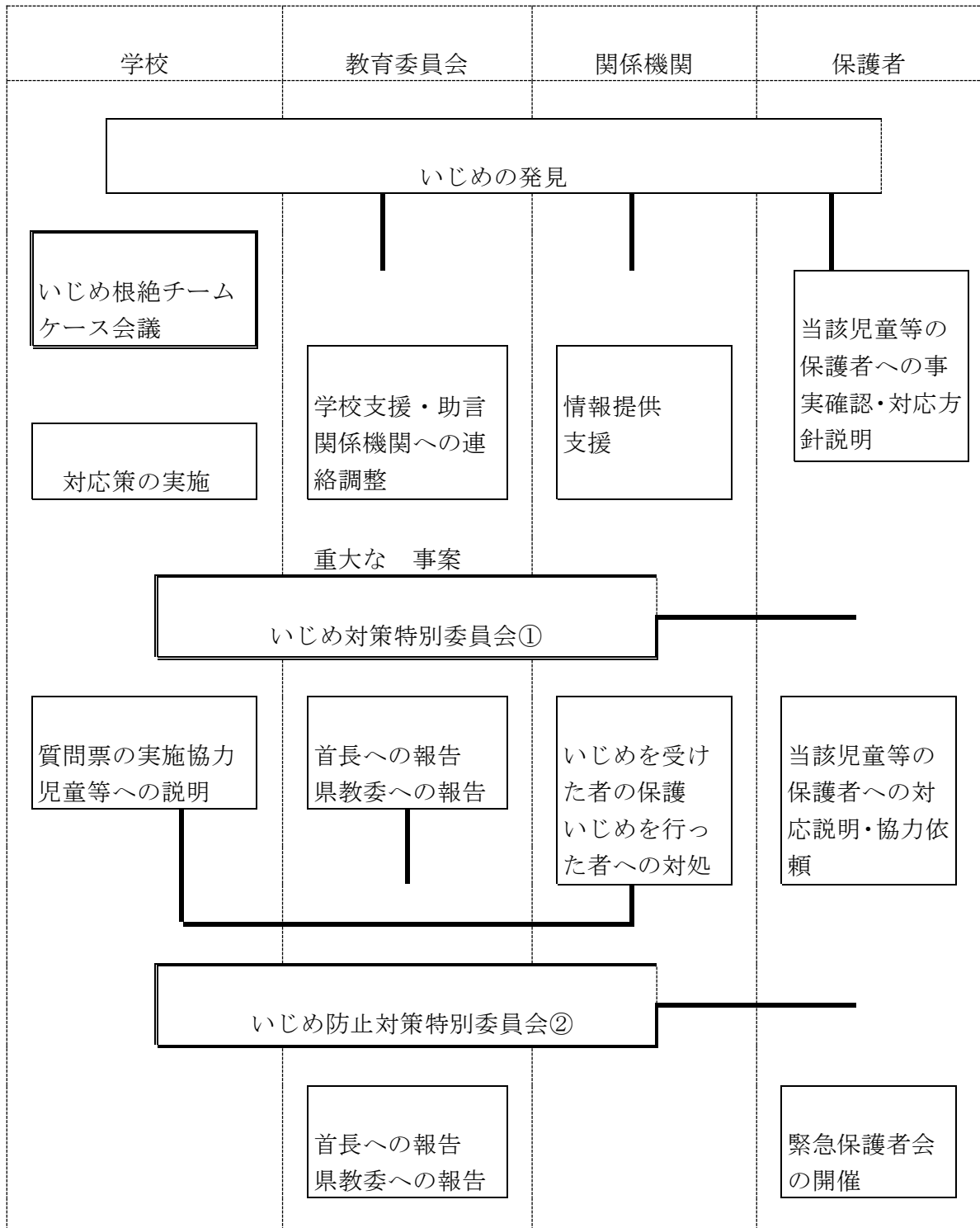
- 適宜、いじめ根絶チームを編成し、話し合いの場を持つ。

3－2－6

5 指導体系図



6 いじめ発生時の対応フローチャート



児童等への指導 並びに心のケア	公 表	いじめを受けた 児童等への支援	
--------------------	-----	--------------------	--